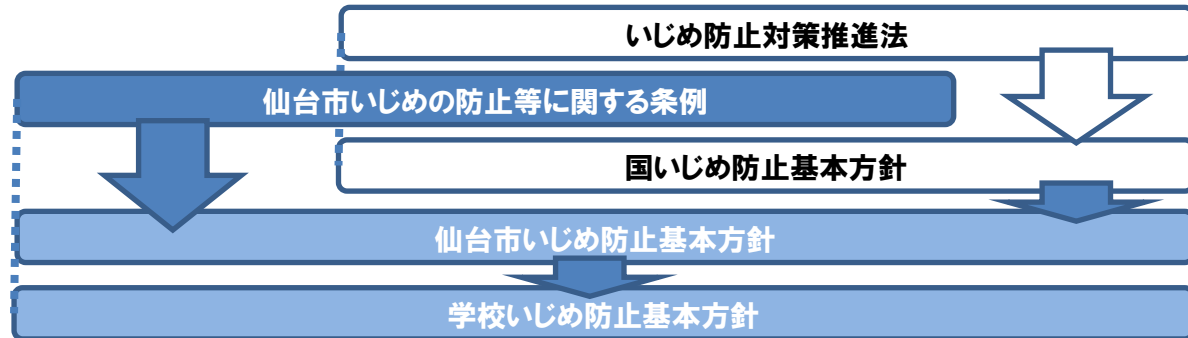


仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

法・条例・基本方針の関係イメージ図



前文

〇いじめは、子どもの教育を受ける権利や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという子どもの持つ権利を侵害し、その人格の形成に影響を与え、心身に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であるという認識のもと、市や学校、家庭、地域社会全てがいじめの問題に真摯に向き合い、ともに連携を図りながら、いじめの防止等の取組を確実に推進し、子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現するため、この条例を制定する。

1 目的(1条)

〇いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、保護者、地域住民その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 定義(2条)

【いじめ】

〇児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの防止等】

〇いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

【学校】

〇学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

【児童生徒】

〇学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【保護者】

〇親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

3 基本理念(3条)

〇いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。

〇いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行われなければならない。

〇いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行われなければならない。

〇いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行われなければならない。

〇いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って取り組まれるものとする。

4 いじめの禁止及び児童生徒の心構え(4条)

〇児童生徒は、いじめを行ってはならない。

〇児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

5 責務(5～9条)

【市】

〇いじめの防止等対策について、施策を策定し、及び実施する。

【教育委員会】

〇市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

【市立学校及び市立学校の教職員】

〇児童生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

〇児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

【保護者】

〇子の教育について第一義的責任があり、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うよう努めるものとする。

〇市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

【地域住民】

〇それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

〇市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

6 いじめ防止基本方針(10・11条)

【仙台市いじめ防止基本方針】

- 市は、仙台市いじめ防止基本方針を定めるものとする。
- 市は、仙台市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかに、公表するものとする。

【学校いじめ防止基本方針】

- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。
- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更しようとするときは、児童生徒、保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、全ての教職員、児童生徒、保護者、地域住民その他の関係者に周知するものとする。

7 いじめの防止(12～18条)

【市立学校】

- 児童生徒と保護者に対し、いじめの防止等に関する理解を深めるための啓発等を行うものとする。
- 特に配慮が必要な児童生徒について、保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等対策を講ずるものとする。
- 教職員に対し、研修の実施等教職員の資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。
- いじめの防止等対策を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される学校いじめ防止等対策委員会を置くものとする。

【市立学校の教職員】

- 教育活動等を通じて、児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。
- 児童生徒に対し、体罰や不適切な指導(児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。)を行ってはならない。

【教育委員会及び市立学校】

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

【教育委員会】

- 市立学校に対し、教職員の資質の向上に必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

【市】

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な広報啓発活動を行うものとする。

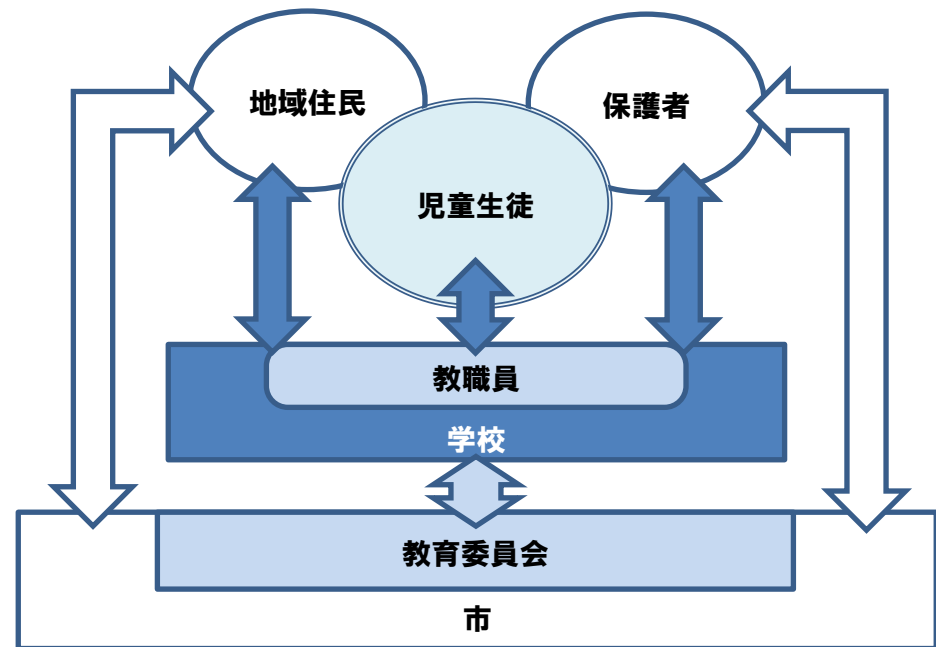
【保護者等】

- 児童生徒の保護者、兄弟姉妹その他の親族及び同居人は、児童生徒に対し、虐待をしてはならない。
- 保護者等の言動が児童生徒の心身に与える影響に配慮し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 児童生徒を地域における活動及び行事に参加させるよう努めるとともに、地域における活動及び行事に協力するよう努めるものとする。

【地域住民】

- 地域における活動及び行事を通じて、児童生徒との交流に努めるものとする。

いじめの防止における各主体の関係性



8 いじめの早期発見(19条)

- 市立学校は、児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査等必要な措置を講ずるものとする。
- 市立学校は、児童生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 市長及び教育委員会は、市立学校がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備することができるよう、専門的な知識を有する教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。

仙台市いじめの防止等に関する条例の概要

9 いじめへの対処(20~24条)

【いじめに対する措置】

○児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けた者や、いじめを把握した者は、速やかに、学校に直接、又は教育委員会を經由して情報を提供するよう努めるものとする。情報の提供を受けた市立学校は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

○市立学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導等を組織的かつ継続的に行うものとする。

○市立学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置や、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導等に当たっては、いじめの事案に関する児童生徒やその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

○教育委員会は、市立学校から児童生徒のいじめに係る報告を受けたときは、必要に応じ、支援や指示、調査を行うものとする。

【いじめを行った児童生徒に対する指導等】

○市立学校は、児童生徒がいじめを行った要因を把握するよう努めるとともに、その要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、いじめの再発を防止するための必要な対応を行うものとする。

【いじめへの対処に関する支援】

○市長は、教育委員会や市立学校がいじめに適切に対処することができるよう、情報の提供等必要な支援を行うものとする。

【校長及び教員による懲戒】

○市立学校の校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定により、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることができる。

【出席停止その他の措置】

○教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法の規定により児童生徒の出席停止を命令する等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講ずるものとする。

10 重大事態への対処(25~27条)

【基本原則】

○いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生したときは、市長、教育委員会、市立学校は、児童生徒の生命、心身、財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

○市長、教育委員会、市立学校は、重大事態への対処及びその公表に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向に配慮しなければならない。

【市対処方針】

○教育委員会は、重大事態が発生した場合の対処方針を定めるものとする。対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、市立学校に通知するものとする。

【学校対処方針】

○市立学校は、教育委員会が定めた対処方針に基づき、市立学校における対処方針を定めるものとする。対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、全ての教職員に周知するものとする。

11 情報の提供(28・29条)

【市立学校及び児童館における相互の情報の提供】

○市立学校及び児童館は、いじめを防止し、適切かつ迅速に対処するために必要があると認めるときは、児童生徒に係るいじめの防止等に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

【市立学校以外の学校におけるいじめに係る情報の提供】

○市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報の提供を受けたときは、次の者に情報を提供するものとする。

- ・国立学校⇒国立大学法人の学長
- ・宮城県立学校⇒宮城県教育委員会
- ・私立学校⇒宮城県知事
- ・高等専門学校⇒校長

12 総合教育会議での協議、議会への報告(30・31条)

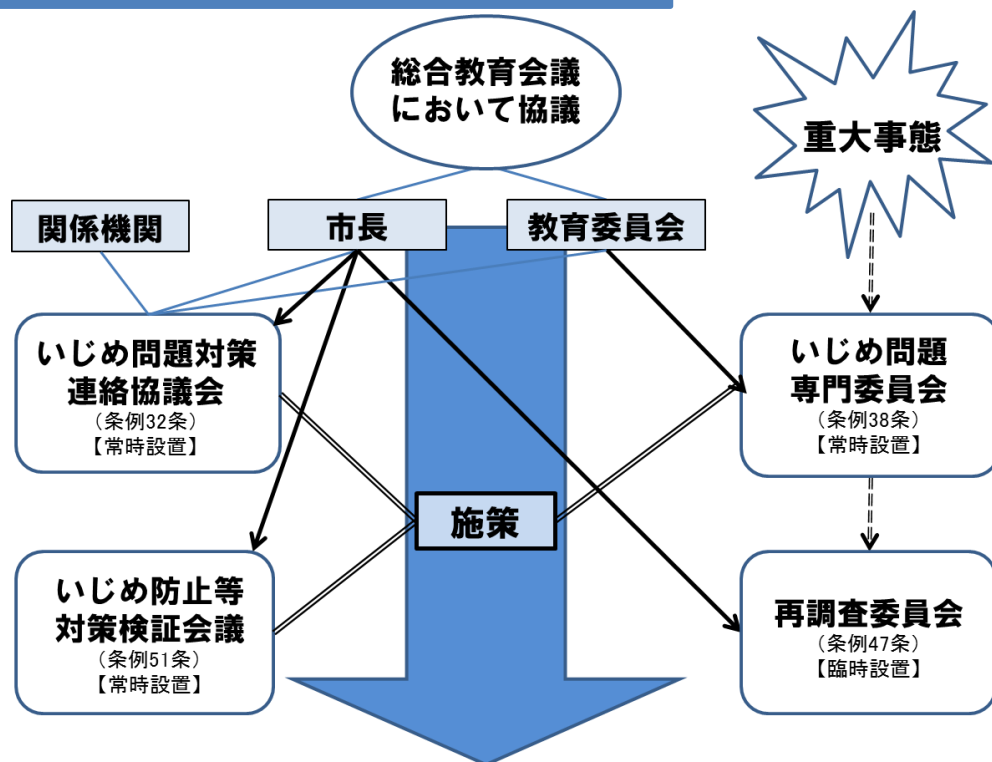
【総合教育会議における協議】

○市長は、総合教育会議において、必要に応じ、いじめの防止等対策に関する協議を行うものとする。

【報告】

○市長は、いじめの防止等に関する施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

13 附属機関(32~54条)



14 その他(55条・附則)

○平成31年4月1日から施行。(附則1項)

○仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例の廃止及び附属機関に関する経過措置。(附則2項~8項)